

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

（上砂川町）

本町の総面積は3,998haであり、森林面積は3,451haで、総面積の約86%を占めており、その内、町有林は4ha、道有林は1,701ha、町有林を除く一般民有林（私有林等）は1,746haとなっております。

本町では、森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不存在化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が見込まれます。

このため、本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、国から譲与される森林環境譲与税について、基金を造成したうえで有効に活用するため、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林が大半を占めており、計画的な森林の整備が進められていますが、不存在化や世代交代により一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 木材利用の促進

町内には製材工場がなく、伐採木の多くは近隣の市町村へ出荷されています。

このため、町内産人口林材の付加価値向上及び木材の利活用促進を図るため、町内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を検討・推進します。

3 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や、森林整備の必要性などについて、住民の理解の促進を図るため、地域に根差した森林環境教育や木育活動などを進めます。